

福山地方卸売市場再整備  
水産棟新築工事  
入札要項

## 目 次

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 第1章 | 工事概要 . . . . .        | 3  |
| 第2章 | 入札要項 . . . . .        | 4  |
| 第3章 | 諸式典 . . . . .         | 7  |
| 第4章 | 補足事項 . . . . .        | 8  |
| 第5章 | 材料及び下請業者の指定 . . . . . | 10 |

## 第1章 工 事 概 要

|                   |  |
|-------------------|--|
| 1.1 工 事 名 称       | 福山地方卸売市場再整備 水産棟新築工事  |
| 1.2 発 注 者         | 株式会社福山地方卸売市場   |
| 1.3 工 事 場 所       | 福山市引野町 1 丁目 1 番 1 号（福山地方卸売市場内）   |
| 1.4 建 築 概 要       | 敷地面積 52,183.00 m <sup>2</sup><br>建築面積 5,727.38 m <sup>2</sup><br>延床面積 7,421.55 m <sup>2</sup><br>階数 地上 2階、地下 0階<br>最高部軒の高さ 設計G L +10.500m<br>最高部高 設計G L +12.155m<br>主体構造 鉄骨造<br>基 礎 地盤改良 |
| 1.5 設 備 概 要       | 昇降機設備工事（建築工事に含む）<br>電気設備工事<br>機械設備工事（給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、電解水装置設備工事）   |
| 1.6 工 事 範 囲       | 設計図書に示す範囲とする。  |
| 1.7 別契約の関連<br>工 事 | A-O14 建築概要に記載  |
| 1.8 そ の 他         |  |

## 第2章 入札要項

2.1 工期 工事着手・・・契約日の翌日（令和8年8月下旬）  
完成引渡・・・令和10年2月29日

2.2 入札用  
設計図書類

| 設計図工事別枚数 | 建築<br>(意匠) | 建築<br>(構造) | 電気<br>設備 | 機械<br>設備 | 合計 |
|----------|------------|------------|----------|----------|----|
|          | 99         | 37         | 53       | 26       |    |

（表紙・図面リスト共、特記仕様書含む）

設計図 意匠 1部 構造 1部 電気 1部 機械 1部  
 入札条件 1部  
 入札要項 1部  
 質疑回答書（追加変更指示書を含む）（回答時交付） 1部

2.3 支払い条件 別紙「入札条件」による。

2.4 統括管理費 4.5 別途契約の関連工事との調整・協力について、今回別に発注する「水産棟新築冷蔵冷凍設備工事」に関する調整・協力として、以下の内容を見込んだ統括管理費用を計上すること。

関連工事との調整・協力

- 1) 本工事は、別途発注する関連工事「水産棟新築冷蔵冷凍設備工事」と並行して施工するものとする。
- 2) 受注者は、関連工事の受注者及び監督員と十分に協議し、各工事の円滑な施工が図られるように、次に掲げる総合調整を行うものとする。
  - (1) 全体工程表の作成及び更新
  - (2) 工程管理（工程会議の開催、工事工程の調整・段取り）
  - (3) 仮設計画、搬入経路、作業場所及び施工順序の調整
  - (4) 各工事の施工図、製作図等の取合いの確認及び調整
  - (5) 仮設事務所、作業員待機場所、仮設トイレ、工事車両駐車スペースの使用
  - (6) 足場、揚重機、仮設電気・水道その他共通仮設の使用及び調整
  - (7) その他工事全体の円滑な施工に必要な事項
- 3) 関連工事受注者は、本工事受注者が行う総合調整に協力し、監督員の指示に従うものとする。
- 4) 受注者は、関連工事全体の総合調整者として、各工事の施工上必要な工程、施工順序、施工図等の取合い及び共通仮設の使用について調整を行い、工事全体の円滑な進捗を図るものとする。

### 第3章 諸 式 典

#### 3.1 式

典

本工事において式典等を行わないものとする。  
請負者にて起工式等を行う場合は、請負者にてその費用等は負担するものとする。

## 第4章 補 足 事 項

- |                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 4.1 施工段階での<br>質問回答              | 質問回答はすべて書類によることを原則とする。やむを得ず口頭にて回答を受け<br>る時は、できる限り速やかに書類による回答書を交付すること。<br>質問回答のない事項で、後日施工中に見解の相違が生じた場合はすべて監理者の<br>解釈に従うものとし、口頭による回答を申し立てる事はできない。  |
| 4.2 官公庁への<br>諸 手 続 き            | 1) 本工事に必要な官公庁への諸手続きは、すべて請負者においてその手続費用<br>を負担し、遺漏遅滞なく行うものとする。中間検査諸届、竣工検査等遅<br>滞なく手続きを行い、工事完了後は速やかに検査済証の交付を受け提出す<br>ること。<br>2) 開発行為及び建築確認などの許認可に関わる申請書作成及び手続は大建設計<br>で行うが、請負者はこれらに協力するものとする。 |
| 4.3 施工図の作成                      | 施工に支障がないよう、承諾に要する期間（施工図修正を含む）を見込んで作成<br>すること。  |
| 4.4 工事担当者<br>編成表                | 工事着手前に工事担当者編成表、工事下請業者及び主要使用材料等を文書で、工<br>事契約後 1 か月以内に提出し、承認を得ること。<br>再承認となった場合でも工程に支障ないように考慮すること。   |
| 4.5 別途契約の関<br>連工事との調<br>整・協力    | 本工事に必要な別契約の関連工事については、すべて本工事請負者と関連工事請<br>負者で調整し、その責任で施工し、建物機能の確保と工事の円滑な進捗に留意す<br>る。<br>なお関連工事においても上記の主旨に従い、工事の調整、搬入路・作業所の確保、<br>仮設物の利用等について、十分な打ち合わせを行い、協力するものとする。                          |
| 4.6 測量・調査等                      | 本工事に必要な測量・調査等は請負者の負担とする。   |
| 4.7 境界点の確保                      | 境界石、鉢は、施工に支障となる場合は関係者の立会いを得て仮移設し、竣工事<br>に再度立会いのもとに新品境界石、鉢にて復旧する。   |
| 4.8 災害防止・<br>近 隣 対 策<br>及 び 対 処 | 工事に際し請負者は、工事現場及び近隣の安全及び災害防止を十分配慮した施工<br>計画を立て、適切な工事施工を行うこと。また施工上必要な許認可及び近隣対応<br>はすべて請負者にて行うこと。   |
| 4.9 工 事 中 の<br>交 通 安 全          | 1) 車輛出入口には誘導員を配し、工事車両運転手等への指導、誘導を行い、一<br>般車両、歩行者の安全を図る。<br>2) 工事車両の通行路は、所轄の警察署等の指導に基づき決定し関係者に徹底さ<br>せる。<br>3) 作業所周辺の道路には、清掃員を巡回させるなどして、道路の清潔維持に努<br>める。                                    |

|                       |   |
|-----------------------|---|
| 4.10 公害防止             | <p>1) 騒音・振動・塵あい飛散・TV電波障害等による、近隣への迷惑を最小限とする施工方法等を選定し、徹底すること。また必要に応じて近隣説明を行うこと。(公害規正法を厳守の事)</p> <p>2) 本工事に起因して近隣家屋等に損傷等の被害、TV電波障害が発生しないよう十分な予防措置を行う。また事前の写真撮影、実測等の調査を行う。</p> <p>3) 万一、工事により近隣に被害が生じた場合は請負者の責任において速やかに対応並びに適切な措置を行う。</p> |
| 4.11 その他着工に関する協議等     | <p>JR山陽本線及びJR山陽新幹線が近いこともあり、着工にあたってはJR等と杭打ち・杭打機・足場等の協議を行い、場合によっては着工届等を提出してから着工すること。</p>  |
| 4.12 職人等の駐車場や資材置場について | <p>工事場所には、職人等の駐車場等や資材置場等がないため、各施工業者にて、周辺で確保のこと。</p> <p>また、現場事務所等も仮設堀内に確保できない場合は、周辺にて確保のこと</p>   |

## 第5章 材料及び下請業者の指定

### 5.1 材料の指定

- 1) 使用材料及び下請業者の選定は、特記仕様書に記載の中より選定し、監理者の承認を得ること。「同等」の記載があるものについて、同等品の使用を計画する場合には、請負者は同等品と見なすに十分な技術資料を提示し、監理者の承認を得ること。
- 2) 指定材料が諸種の事情により入手困難な場合は、監理者の承認を得て同等以上の他の材料に変更する事ができる。  
この場合は請負金額の増額は行わない。